
【法令名称】「中国(上海)自由貿易試験区国外投資設立企業届出管理弁法」公布に関する上海市人民政府の通知

【発布機関】上海市人民政府

【発布番号】滬府発[2013]74号

【発布日】2013.09.29

【実施日】2013.10.01

【時限性】現行有効

【効力等級】地方規範性文書

【全文】

中国(上海)自由貿易試験区国外投資設立企業届出管理弁法

第一条 (目的と根拠)

開放を更に拡大し、国外投資管理体制改革を推し進め、国際化、法治化された投資環境を構築するため、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」に基づき、本弁法を制定する。

第二条 (適用範囲)

中国(上海)自由貿易試験区内に登録した企業(以下「企業」という)による国外投資は本弁法を適用する。

本弁法における国外投資とは、企業が新設、買収合併等の方法で、国外に非金融企業を設立する又は既存の非金融企業の所有権、支配権、経営管理権等の権益を取得する行為のことを指す。

第三条 (届出機関)

中国(上海)自由貿易試験区管理委員会(以下「届出機関」という)は権限内の企業による国外投資の届出管理に責任を負う。

第四条 (届出権限)

届出機関は国外投資に対して届出管理を実施する。

中国と外交関係を築いていない国(地域)への国外投資、特定の国(地域)への国外投資、

複数の国(地域)の利益に係る国外投資、特殊な目的で国外に設立する会社、エネルギー・鉱産物類の国外投資、国内で企業誘致する必要のある国外投資等は依然として「国外投資管理弁法」に従い実施する。

企業による国外投資には以下の状況があってはならない。

(一) 中国の国家主権、安全と社会公共の利益を損なう、又は中国の法律法規に違反すること。

(二) 中国と関連国家(地域)との関係を損なうこと。

(三) 中国が締結した国際条約に違反する恐れがあること。

(四) 中国で輸出を禁止されている技術及び貨物に係ること。

第五条 (届出資料)

企業が国外投資の届出申請を行う場合、届出機関に以下の資料を提出しなければならない。

(一) 国外投資届出申請表。

(二) 投資主体法人の身分証明文書。

(三) 状況が特殊な場合に提出する、届出機関が求めるその他の資料。

第六条 (届出期限)

届出機関は企業が本弁法第五条規定の資料を全て提出し、資料が規定の形式に合致していることを確認後 5 営業日以内に、届出を完成し、「企業国外投資証書」(以下「証書」という)を発給しなければならない。

企業が提出した届出資料に不備がある又は規定の形式に合致していない場合、届出機関は届出申請資料を受領後 1 営業日以内に、一度で企業に告知しなければならない。

第七条 (変更及び終了)

本弁法に基づき設立した国外投資企業の投資主体、投資金額、持分比率、資金源構造、経営範囲、経営期間等に変更が生じた場合、届出機関に届出変更申請をしなければならない。

設立済みの国外投資企業を終了する場合、届出機関にて届出終了申請をしなければならない。

届出変更及び終了の手順は、本弁法第五、六条を参照して実施する。

第八条（証書効力）

企業が国外投資の届出を行なった後、「証書」を持って、外貨、税関、外事等の関連手続きを行い、且つ規定に従い、国の関連政策支援を申請する。

第九条（証書の有効期間）

企業が「証書」受領後2年以内に、投資先の国(地域)において関連の法的手続きをしていない又は本弁法第八条に列挙されている国内の関連手続きをしていない場合、「証書」は自動的に失効する。国外投資を再展開する必要がある場合、本弁法規定に従い、届出手続きをやり直さなければならない。

第十条（信用管理）

届出機関は国外投資主体に対して信用管理を実施する。企業は全ての申告事項と提出資料の真実性について保証し、国の法律、法規規定に従い、国外投資を展開しなければならない。

第十一条（中間過程、事後の監督管理）

企業の国外投資の行動規範は、「国外投資管理弁法」を参照して実施する。届出機関は中間過程、事後の監督管理に責任を負い、再投資の届出を行い、在外大使(領事)館において登録し、在外大使(領事)館の指導を受け、期日通りに統計、年度検査資料を提出し、企業としての社会責任を果たし、人員及び財産の安全防止の諸措置を徹底して行い、突発的事件の事前警告体制及び応急方案を備え、突発的事件等の発生時にすぐに対応できるようにしておくよう企業に督促する。

第十二条（罰則）

企業が虚偽の申請資料を提供し、国外投資届出申請表を偽りなく記入しなかった場合、又はその他の不正手段で国外投資届出を済ませた場合、届出機関は「証書」を取消し、当該情報を企業信用記録に記入しなければならない。当該企業は3年間以内に、国の関連政策支援を受けなければならない。

第十三条（附則）

企業が香港特別行政特区、マカオ特別行政区へ投資を行う場合、本弁法を参照して実施し、台湾地区での投資は、『大陸企業の台湾地区での投資管理弁法』の公布に関する国家発展改革委員会、商務部、国务院台湾業務事務室の通知」（発改外資〔2010〕2661 号）により実施する。

事業単位法人が国外投資を展開する場合、企業が国外において非法人企業を設立する場合、企業が持分を支配する国外企業による国外再投資は本弁法を参照して実施する。

第十四条（施行日）

本弁法は 2013 年 10 月 1 日より施行する。